

○中部地方整備局告示第七十二号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年四月七日

中部地方整備局長 富田 英治

第1 起業者の名称 岐阜県

第2 事業の種類 一級河川木曽川水系長良川床上浸水対策特別緊急事業（岐阜県岐阜市加野字堤東地内から同市芥見町屋二丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 岐阜県岐阜市加野字堤東、字下り戸及び芥見町屋二丁目地内
同県関市側島字島崎地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県岐阜市岩田西地内から同県美濃市笠神地内までの延長約12.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川木曽川水系長良川床上浸水対策特別緊急事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に関する工事であり、法第3条第2号に掲げる河川法による河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件区間は、河川法第4条の規定により指定された一級河川の区間であり、また、同法第9条第2項に基づく指定区間に指定されていることから、起業者である岐阜県は、本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川木曾川水系長良川（以下「長良川」という。）は、岐阜県郡上市高鷲町の大日岳に源を発して、山間部を南流し、同市八幡町において支川吉田川、支川亀尾島川を合わせ、美濃市の北で支川板取川を合わせたのち、中濃盆地の平地に出る。さらに南流を続け、関市内で支川武儀川、支川津保川を合わせて岐阜市内を貫流し、同市金華山の下に展開する岐阜市街に達する。そこから濃尾平野を南流し、三重県桑名市の東部で一級河川木曾川水系揖斐川に合流して伊勢湾に注ぐ幹川流路延長166km、流域面積1,985km²の一級河川である。

長良川は、過去、洪水時に大きな被害をもたらしてきた河川であり、明治時代に限っても、流域に著しい被害を与えた水害が40件以上記録されている。また、岐阜県の管理区間（長良川の河口から約56.2kmより上流区間、流路延長約110km、流域面積1,590km²の沿線地域）における戦後の主要な洪水としては、昭和34年、35年、36年の連年災害や昭和51年の9.12水害、平成2年の集中豪雨、平成11年の台風16号、平成16年の台風23号がある。

特に、平成16年の台風23号に伴う洪水は、岐阜市から郡上市大和町までにおける長良川のほぼ全域において、家屋の全半壊や床上浸水等の大規模な被害を発生させ、そのうち、岐阜県の管理区間においては、家屋の全半壊130戸、床上浸水558戸、床下浸水469戸、被害総額147億円に及び、地域住民に甚大な被害をもたらした。中でも、本件区間においては、岐阜県岐阜市内の福富地区及び美濃市内の笠神地区を中心として、浸水面積352ha、床上浸水190戸、床下浸水97戸の被害が発生した。

そこで、緊急の対応として、平成16年の台風23号に伴う出水と同程度の出水による被害を縮小するため、本件区間において、河道掘削による河道断面を拡げる本件事業が計画されたものである。本件事業の完成により、千疋大橋上流1.0km地点における現在の流下能力3,000m³/sが3,900m³/sに向上し、概ね10年に一回程度発生する規模の洪水を安全に流下させることが可能となり、本件区間における浸水被害が軽減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び岐阜県環境影

響評価条例（平成7年岐阜県条例第10号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意に実施した調査によると、本件区間内には、国指定の天然記念物ネコギギや絶滅危惧種Ⅱ類に指定されているメダカ等の生息が確認されている。そこで、起業者は、高水敷部の掘削による計画とし、生息環境に配慮するとともに、有識者等により長良川ベストリバー事業を立ち上げ、工事に先立つ環境調査の実施、工事の施工方法や整備手法の検討・検証を行うことで河川環境の保全に配慮することとしている。

さらに、起業地内にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地については、関係機関との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、平成16年10月の台風23号による出水と同等の出水による床上浸水を伴う甚大な被害の軽減を目的として、主に河道掘削による河道断面の拡大を実施するものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間の被害軽減を果たすためには、河道を掘削して流下面積を拡げる申請案のほか、堤防施設を嵩上げする築堤案及び堤防等施設を堤内地側へ引いて流下面積を拡げる引堤案が考えられる。

このうち、築堤案については、沿川地域に及ぼす影響が大きいこと及び下流部における国の直轄管理区間について定められた「木曽川水系河川整備計画」との整合を図ることができないことから、採用することはできない。

申請案と引堤案を比較すると、引堤案は、現況河道の改変が小さいため河川環境へ与える影響が少なく、また、工事が出水期、非出水期にかかわらず施工できるものの、引堤に伴い発生する沿川の家屋補償、既存の橋梁の継ぎ足し、川と併走する道路の付け替え及び樋管の改築などが必要になることから、土地利用に与える影響が大きく、施工上も高度な技術が求められるほか、事業費が高価となる。これに対して、申請案である河道掘削案は、河道内の自然環境への影響が懸念され、工事が非出水期に限られるものの、地域住民の生活、土地利用に与える影響も少なく、河川生物の生息環境の保全に配慮されており、事業費が安価で施工期間が短いことから社会的、技術的及び経済的な観点を総合的に勘案すると引堤案よりも

合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は、過去に何度も浸水被害が発生しており、本件区間の背後地への被害軽減を果たすため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、岐阜市長を会長とする岐阜治水会から本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岐阜県岐阜市役所及び関市役所